

(1)竹原市のインフラ施設(竹原市中央1・2丁目、雨水・下水道管施設等)の維持管理について

下水管や橋、次々「寿命」に、建設から50年以上の施設 今後 急増、インフラ老朽化…全国紙(読売25. 08. 14)の見出しです。また「…下水道など、私たちの生活に欠かせないインフラ(社会基盤)の老朽化が深刻です…」とあります。

そこで、市長に質問します。

Q1、竹原市中央1・2丁目地域の雨水排水管工事は、長さ約360㍍・管径1,000㍉・地下約2～3㍍が埋設されています。この工事の完成年月日・維持管理状況(点検・修繕等)はどの様になっていますか。

Q2、2015年3月作成の「中央地区下水道管路施設長寿命化計画策定業務・報告書」に伴う 維持管理計画はありますか。その計画に伴う維持管理状況、また維持管理経費等の説明を求めます。

Q3、竹原都市計画下水道事業の完成年月日、維持管理計画と維持管理状況はどの様になっていますか。

(2)老朽化の空き家ビル(アイフル通り・旧大沢ビル)の維持管理について

Q1、6月1日、アイフル通りの老朽化ビルからコンクリート破片が落下して危険だと言う地域住民の相談がありました。私は市担当者に現地・確認(6月2日)を求めました。その後の竹原市の対応について質問です。

Q1-1、この様な老朽化ビルからコンクリート破片の落下は、竹原市・空家等条例第7条の緊急安全措置、「保安上著しく危険な状態…」に該当しますか。

Q1-2、また、同条例第4条の所有者等の責務である「空き家状況の定期的把握、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な管理を行う」とありますが、竹原市の現状把握とその対応はどの様にされていますか？。

Q2、同条例第8条第1項は、「立入調査」を規定しています。竹原市は同第1条、安全・安心等の住環境保全のためにどのような調査を行い、具体的な改善措置はされていますか。

Q3、住民監査請求に係る監査結果について(通知・2025年8月5日付)は、監査委員の判断(3)で「本件建物の公費による解体が他の空き店舗との公平性・透明性の観点から不当なものであると言えるのかについて判断する」とあります。「本件建物の公費解体…について、まず、人通りの多い場所に存在する危険建物の除去、中心市街地の大規模面積を有する土地が長期間にわたって未利用地になることによる経済的損失の回避、中心市街地の活性化の促進という行政目的があったうえで、上述のとおり寄付物件の資産価値及び解体費の算定のほか、国庫補助金や借地料の歳入確保の見込みを踏まえた財政上の許容性も検討し、複合施設との一体整備による相乗効果も期待できることから、寄付受納に至ったものと認めることができる」、「したがって、本件建物を公費解体するのであれば、その他の民間の空き店舗の要望により、全て竹原市が取得し、解体しなければならないとする請求人の主張には論理の飛躍があり、他の民間店舗との関係で公平性を欠くものとは言えない」との内容です。そこで市長に質問です。

Q3-1、竹原市が民間施設を公費で解体する要件は、先ず①人通りの多い場所に存在する危険建物の除去、②中心市街地の大規模面積を有する土地が長期間にわたって未利用地になることによって経済的損失の回避、③中心市街地の活性化の促進という行政目的…」云々です。

先ず、①具体的な危険事態について、②経済的損失の具体的な算定とは、③具体的な行政目的等について、市長の明確な答弁を求めます。

Q4、竹原市の空き家状況と対策は現在どの様になりますか。(2018年比の空家数、空家率の推移)